

平成 28 年 3 月 1 日制定

日本地域学会『地域学研究』学術論文等審査規程に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、日本地域学会『地域学研究』学術論文等審査規程（平成 11 年 8 月 19 日制定，以下，規程と呼ぶ）附則（平成 27 年 12 月 23 日改正）第 1 条に基づき，改正後の規程第 2 条の適用開始日について定める。

(適用開始日)

第 2 条 改正後の規程第 2 条の適用開始日を平成 28 年 4 月 1 日と定める。

附則

この細則は，制定と同時に施行する。